



## プレスリリース

2008年3月4日  
原子力委員会

### 「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」 への参加者及び御意見の募集について

原子力委員会政策評価部会では、2005年10月に決定した「原子力政策大綱」に基づき、「放射性廃棄物の処理・処分」に係る政策の妥当性について評価を進めています。この作業の一環として、今般、これに関連する施策に関する評価について国民の皆様の「ご意見を聴く会」を、以下のとおり開催しますので、御参加いただける方を募集します。また、当日御参加いただけない方からも、この機会に、関連する施策に関する評価について御意見を募集します。奮って御応募ください。

#### 開催概要

「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」

テーマ：放射性廃棄物の処理・処分に係る施策の評価について

日時：2008年3月31日（月）13：30～17：00（開場：13：00）

場所：仙台国際センター 大会議室「橘」（参加者席約250席程度）

宮城県仙台市青葉区青葉山無番地（地図参照）

#### プログラム：

（1）開催趣旨説明

（2）第1部：御意見発表者との意見交換等

御意見の聴取

枋山 修（とちやま おさむ） 東北大学多元物質科学研究所 教授

齋藤昭子（さいとう あきこ）（財）みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（MELON）事務局長

部会構成員（別紙）との意見交換

（3）第2部：会場に参加された方々から御意見を頂く

参加・応募方法（御意見をお寄せいただく場合も含む。）

別添の「参加者及び御意見応募要領」を御参照の上、メール、FAX又は郵送にて御応募ください。

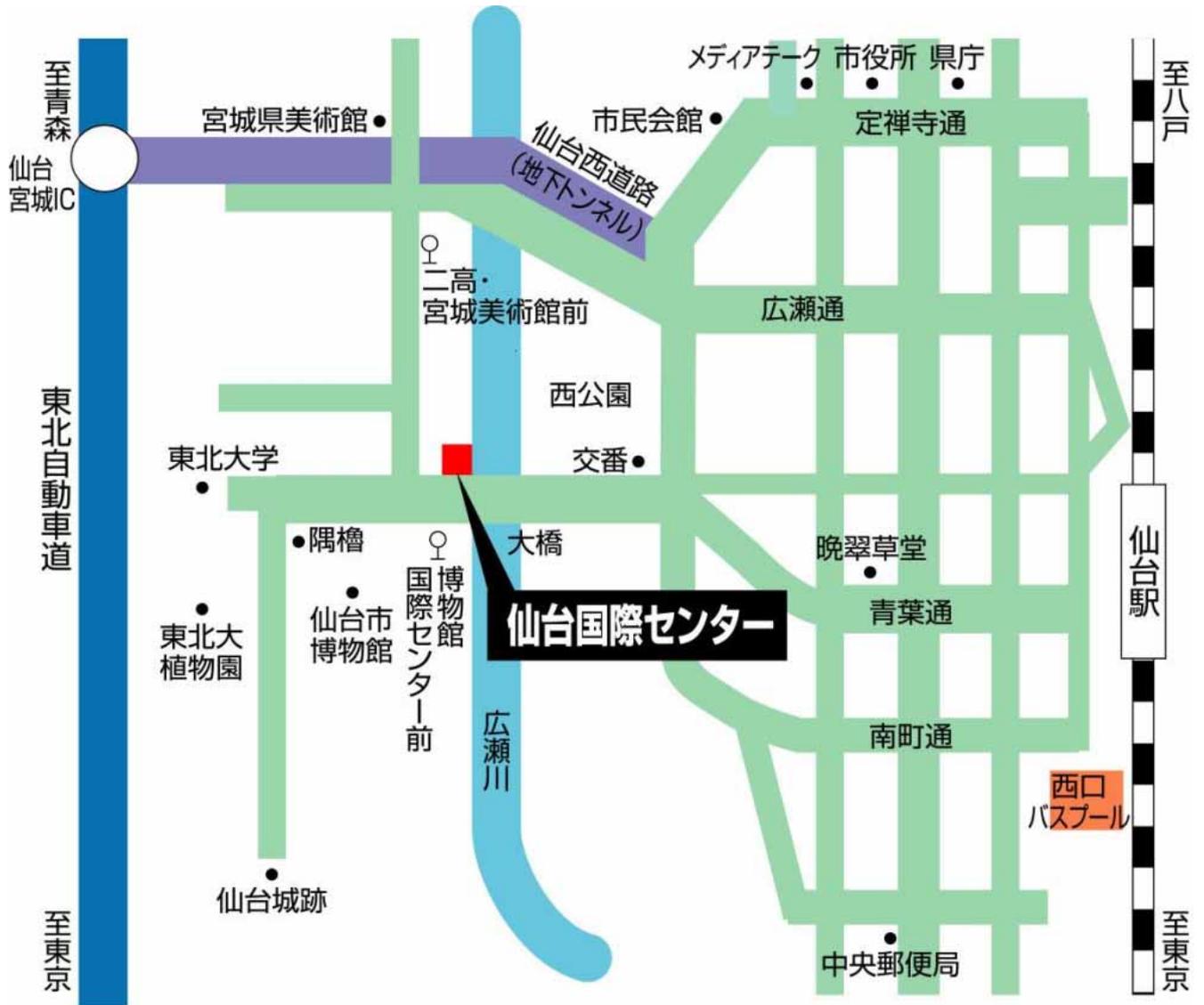
切は3月24日（月）17時です（郵送の場合24日必着）。なお、頂いた御意見の内容は、氏名等を出さずに公開させていただくことがあります。

（問い合わせ先）内閣府 原子力政策担当室 加藤、大塚  
tel.03-3581-6688 fax.03-3581-9828

原子力委員会政策評価部会のHPアドレスはこちら（資料や議事録が公表されています）

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm>

【地図】



【最寄駅】

- ・ 仙台駅からバス10分  
(仙台市営バス仙台駅前西口バスプール9番乗車、「博物館、国際センター前」降車)

## 参加者及び御意見応募要領

2008年3月4日  
内閣府原子力政策担当室

来る3月31日(月)に開催する「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」(テーマ:放射性廃棄物の処理・処分に係る施策の評価について)の参加者を募集いたします。参加を希望される方は、以下の要領により、御意見を記載の上御応募ください。また、当日御参加いただけない方からの御意見も歓迎します。

## 1. お申込み方法

以下のいずれかの方法によりお申込みください。いずれの方法においても、住所、氏名及び連絡先(電話番号等)を必ず御記入ください。

(1) 電子メールによるお申込み(メールアドレス: [seisaku@aec.go.jp](mailto:seisaku@aec.go.jp))

- ・件名に「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」と明記し、以下の事項を記入してください。

住所、氏名(ふりがな) 電話番号及び電子メールアドレス

「ご意見を聴く会」への参加の御希望の有・無

「放射性廃棄物の処理・処分に係る施策の評価」についての御意見

## (2) ファクシミリによるお申込み(FAX番号: 03-3581-9828)

- ・別紙用紙に御記入の上、ファクシミリにて御送信ください。
- ・「放射性廃棄物の処理・処分に係る施策の評価」についての御意見を御記入ください。

## (3) 郵送によるお申込み

住所: 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館7階 内閣府 原子力政策担当室  
政策評価部会担当 あて

- ・以下の事項を御記入ください。

住所、氏名(ふりがな) 電話番号

「ご意見を聴く会」への参加の御希望の有・無

「放射性廃棄物の処理・処分に係る施策の評価」についての御意見

## 頂いた御意見の取扱いについて

御意見の内容は、当日発表するなど、公開させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。公開する際は、氏名等、個人が特定できる情報は公表しません。なお、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがある記述がある場合には、該当箇所を伏せさせていただきます。

## 個人情報の取扱いについて

氏名、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス)については、頂いた御意見の趣旨が不明確な場合などに使用させていただくため、御記入いただくものです。御記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外の用途には使用しません。

## 2. 締切り

3月24日(月) 17時 《郵送によるお申込みは24日必着》

## 3. 御注意

- (1) 会場の都合により、参加者は250名程度とさせていただきます。応募多数の場合は、抽選させていただきます。また、当方から参加証を郵送させていただきますので、開催当日は参加証を必ず御持参ください。参加証の発送は、3月25日(火)以降を予定しております。
- (2) 参加に関するお問い合わせ等は、3月28日(金)17時まで以内閣府 原子力政策担当室 政策評価部会担当 加藤、大塚(電話番号:03-3581-6688)までお願いいたします。その他のお問合せは御遠慮ください。
- (3) 当日は第2部にて参加された方のうち発言を希望される方々からできるだけ多く御発言をいただく予定ですが、希望者が多数の場合には御発言いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。

本募集内容は、インターネットを通じても公表されています。

原子力委員会政策評価部会ホームページ

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm>

問合せ先：内閣府 原子力政策担当室  
政策評価部会担当 加藤、大塚  
tel:03-3581-6688 fax:03-3581-9828

内閣府 原子力政策担当室 担当 あて FAX:(03)3581-9828

「原子力委員会政策評価部会 ご意見を聴く会」参加申込用紙

## 1.参加 ・ 2.不参加

当日、御参加いただけない方からの御意見も歓迎します。

住所	〒	
ふりがな		
氏名		
連絡先電話番号		
連絡先 FAX 番号		

氏名、住所及び電話番号については必ずご記入ください。

「放射性廃棄物の処理・処分に係る施策に関する評価」について、御意見を御記入ください。

(頂いた御意見は、当日発表させていただくことがあります。)

<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--

事前にお寄せいただいた御意見を会場で活用する際には、氏名等、個人が特定できる情報についての紹介は行いません。

政策評価部会構成員(放射性廃棄物の処理・処分)

部会委員

近藤 駿介 原子力委員長 (部会長)

田中 俊一 原子力委員長代理

松田美夜子 原子力委員

広瀬 崇子 原子力委員

伊藤 隆彦 原子力委員

井川陽次郎 読売新聞東京本社 論説委員

石樽 顕吉 (社)日本アイソトープ協会 常務理事

岸野 順子 (株)サンケイリビング新聞社 営業局マーケティング編集部部長

古川 英子 消費科学連合会 企画委員

山口 彰 大阪大学大学院工学研究科 教授

山名 元 京都大学原子炉実験所 教授

和気 洋子 慶應義塾大学商学部 教授

## 〔参考1〕原子力委員会政策評価部会について

2005年10月に、原子力政策に関する基本方針として決定された「原子力政策大綱」では、「原子力委員会は、関係行政機関の原子力に関する施策の実施状況を適時適切に把握し、関係行政機関の政策評価の結果とそれに対する国民意見も踏まえつつ、自ら定めた今後10年程度の期間を一つの目安とする原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を定期的に評価し、その結果を国民に説明していくこととする。」としています。

これを踏まえて、原子力委員会は、政策評価部会を設置し、原子力政策を適切な政策分野に区分して、それぞれの政策分野ごとに順次評価を行うこととし、これまで、「安全の確保」、「平和利用の担保及び核不拡散体制の維持・強化」及び「原子力と国民・地域社会の共生」に関する政策の妥当性の評価を行い、それぞれの結果を報告書に取りまとめました。

2008年1月からは、「放射性廃棄物の処理・処分」に関する政策評価を開始しています。この審議の経過及び予定は以下のとおりです。

第1回(2008年1月18日(金) 10:00~12:00 第20回政策評価部会)

議題：放射性廃棄物の処理・処分にに関する政策評価の今後の進め方

関係行政機関等からのヒアリング

- 内閣府、経済産業省、文部科学省

第2回(2008年2月12日(火) 15:30~17:45 第21回政策評価部会)

議題：諸外国の高レベル放射性廃棄物の処分の状況

関係機関からのヒアリング

- 原子力発電環境整備機構、電気事業者

なお、政策評価部会は公開で開催しており、これまでの会合の資料や議事録は原子力委員会ホームページ <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/seisaku/index.htm> に公表されています。

[参考2] これまでの放射性廃棄物の処理・処分にに関する関係機関の取組状況

## 1. 1 安全で効果的な放射性廃棄物の処理・処分

### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

研究開発機関等は、放射性廃棄物の効果的で効率的な処理・処分を行う技術の研究開発を先進的に進めるべきである。

発生者等の関係者には新知見や新技術を取り入れて、今後の社会における廃棄物の処理・処分の範となる安全で効率的な処理・処分を行っていくことを期待する。

国は、引き続き適切な規制・誘導の措置を講じていくべきである。

発生者等の関係者が処分のための具体的な対応について検討中の放射性廃棄物の処理・処分については、情報公開と相互理解活動による国民及び地域の理解の下、具体的な実施計画を速やかに立案、推進していくことが重要である。

### (2) 関係行政機関等の主な取組状況(個別項目と重複するものは、個別項目で記載)

#### [電気事業者]

電気事業者は、旧JNCとともに地層処分対象の長半減期低発熱放射性廃棄物について地層処分の技術的成立性、安全性の見通しを検討し、2000年3月に処分概念検討書をまとめた。

電気事業者は、JAEAとともに地層処分対象の長半減期低発熱放射性廃棄物に係る最新の研究開発成果を反映し、高レベル放射性廃棄物との併置処分を検討し、2005年9月に処分技術検討書をまとめた。

電気事業者は、廃棄物発生者として、研究開発機関、処分実施主体等と連携し、引き続き、廃棄物の安全かつ合理的な処理等を目的とした研究開発を実施している。

電気事業者は、英国から返還される高レベルガラス固化体について、2008年度から返還開始に向けて英国と調整中である。

電気事業者は、仏国AREVA NCから返還される低レベル放射性廃棄物について、2013年度からの返還開始に向け仏国と調整中である。

電気事業者は、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物及び六ヶ所再処理施設から発生するハル等圧縮体を集中的に貯蔵するための低レベル放射性廃棄物管理施設の基本設計を実施している。

電気事業者は日本原燃と共同して余裕深度処分施設に係る本格調査結果及び規制制度の検討状況を踏まえて、引き続き余裕深度処分施設の検討を実施している。

## 2 地層処分を行う放射性廃棄物

### 2. 1 高レベル放射性廃棄物

#### 2. 1. 1 全国の地域社会の様々なセクター、地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取組の強化

##### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

国、電力事業者及びNUMOは、地方公共団体をはじめとする全国地域社会の様々なセクター及び地域住民はもとより、原子力発電の便益を受ける電力消費者の理解と協力を得るために、適切な役割分担と相互連携の下、創意工夫を行いながら現在の取組を強化するべきである。

国、電力事業者及びNUMOは、理解と協力を得るための活動の評価を踏まえて新たな取組を検討するなど、それぞれの責務を十分果たしていくことが重要である。

##### (1-1) 原子力政策大綱を補足する原子力委員会決定及び見解

関係者は、処分の安全性や処分施設の立地が国民全体にもたらす利益にかんがみ衡平を確保する措置に関する考え方及び建設地選定過程とそれに参加する地域の一層の発展のための支援の在り方について説明努力を工夫し、強化することが重要である。

国、NUMO及び電気事業者等は、基礎自治体や当該基礎自治体の位置する県等の広域自治体との間で処分施設建設地選定過程についての相互理解を深め、関心を持つ人々が処分の安全性、公益性及び

処分施設の立地が地域にもたらす影響等の利害得失に関して学習できる環境の整備に協力を求めていくことも重要である。

施設を受け入れる自治体の発展のための原資は、国民を代表する国と事業者が負担するべきである。国、NUMO 及び JAEA は、地層処分方式の安全性に関して国民が学習できる機会を充実するべきである。

国及び自治体は、基礎自治体の生活や産業を支える住民等の積極的な参画による勉強会活動が自治体境界を越えて面的に展開されるための環境を整備するべきである。

NUMO 及び電気事業者は、信頼される情報提供を幅広く行うなど、住民組織との連携により相互理解活動を効果的に推進していくべきである。

経済産業省、NUMO 及び電気事業者は、処分施設を立地した地域の発展に国民が関心を有しており、関係者がその取組にパートナーとして参加していく意図を有していることを明らかにしていくことを検討するべきである。

国は、NUMO に対して適切な指導・監督を行うべきである。

## (2) 関係行政機関等の主な取組状況

### 【経済産業省(資源エネルギー庁)】

広報活動としてシンポジウムの開催、広報番組の放映し、地層処分模型展示車を全国各地で展示。また、理解促進活動として、都道府県庁への訪問・説明、都道府県庁職員を対象とした施設見学会の開催をおこなった。また、地域支援措置として文献調査段階の交付金の拡充、地域振興や産業振興の支援等に資する補助金や都道府県向けの交付金の支援措置を整備した。

新たな取組として、最終処分事業に関する理解促進活動の強化、実体験を通じた効果的な理解促進を図るための設備や手法の整備のための予算計上、国際的連携を推進している。

### 【NUMO】

応募獲得に向けた取組として、広聴・広報活動、関心を有する地域での積極的・能動的な理解活動、理解活動強化のための体制整備など様々な活動を実施。また、広報活動として、テレビCMの放映、新聞・雑誌広告の掲載、フォーラム・座談会の開催している。

これまでの活動の評価を踏まえ、理解促進活動に向けた取組として、以下の取組を実施している。

- a) 草の根的な活動として、市民活動を実施している諸団体及びそのネットワークと連携した理解促進活動、ワークショップ、諸団体への講師派遣、地方紙と連携した座談会、ミニフォーラムを開催している。
- b) 媒体を活用した事業内容の訴求として、海外の現状や安全の仕組みなど具体的な内容、情報の受け手を意識した媒体、訴求内容を充実している。
- c) マスメディアへの的確かつ積極的な情報提供として、中央の記者クラブとの意見交換、地方紙の論説等との座談会を実施している。
- d) 地域広報の効果的な実施に向けた対応として、分かりやすい広報ツール、ホームページ上での基礎的な地質情報の提供を実施している。
- e) 国、電気事業者との相互連携強化。電気事業者との連携では日本科学未来館「地下展」で地層処分事業を紹介し、電力会社PR施設の展示の充実に向けて検討。国との連携では国主催の説明会に実施主体として参加している。

### 【電気事業者】

電気事業者は、地層処分に対する理解活動の取組を強化するため、以下の取組を実施している。

- a) NUMO の活動を支援するため、電気事業連合会内に「地層処分推進本部」を設置した。
- b) 新聞、ラジオなど核種メディアを活用した広報活動を実施している。
- c) 電力会社のPR施設の展示の充実に向けて検討している。

## 2.1.2 高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の着実な実施

### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

NUMO には、高レベル放射性廃棄物の最終処分安全な実施、経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発を計画的に実施していくことを期待する。

日本原子力研究開発機構を中心とした研究開発機関は、深地層の研究施設等を活用して、深地層の科学的研究、地層処分技術の信頼性向上や安全評価手法の高度化等に向けた基盤的な研究開発、安全規制のための研究開発を引き続き着実に進めるべきである。

#### ( 1 - 1 ) 原子力政策大綱を補足する原子力委員会決定及び見解

研究開発機関は、発生電力量当たりの所要処分規模を小さくできる方法の研究開発等を、国際共同研究の可能性も追求しつつ着実に進めていくことを期待する。

#### ( 2 ) 関係行政機関等の主な取組状況

##### 【NUMO】

NUMO は、処分事業の安全な実施や経済性及び効率性の向上等を目的とする技術開発の計画的な実施をするため、以下を実施している。

- a) 文献調査支援ツールの整備として、原環機構地理情報システム、文献調査システム・フロー、地質環境データ管理システムを整備した。
- b) 地下施設施工技術として、実際に処分事業で必要となる可能性のある低アルカリ性セメントについても長期を見据えて検討を行った。また、RC 構造体・施工技術を検証している。
- c) 技術開発成果の公表として、報告会開催、技術報告書の作成・公表、学会等での発表を行っている。

##### 【JAEA】

JAEA が行った高レベル放射性廃棄物の研究開発の実績は以下のとおりである。

- a) 処分事業と安全規制を支える知識基盤の整備として、地層処分研究開発、深地層の科学研究を実施している。
- b) 深地層の研究施設計画(瑞浪、幌延)における地上からの調査研究段階の成果取りまとめについて報告書を作成し、報告会を実施している。
- c) 処分事業や安全規制に必要なデータベースとして、安全評価に必要なデータベースを公開している。

### 2 . 1 . 3 総合的、計画的かつ効率的な研究開発のための連携・協力

#### ( 1 ) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

国及び研究開発機関等は、全体を俯瞰して総合的、計画的かつ効率的に研究開発を進められるよう連携・協力するべきである。

研究開発機関等は研究開発成果、最新の知識基盤を有効に活用し、国及び NUMO が行う住民の理解と認識を得るための活動にも協力していくことが重要である。

国は、研究開発の進捗を踏まえて、安全規制に係る制度等を整備する必要がある。

#### ( 2 ) 関係行政機関等の主な取組状況

##### 【内閣府】

原子力安全委員会は特定放射性廃棄物処分安全調査会において

- a) 安全規制の許認可のあり方として、将来の最新の知見等による処分施設の変更等を想定した許認可申請等の検討することが重要
- b) 最新の知見を反映させるため、安全規制において最新の知見を反映させる制度のあり方について、広く総合的に検討することを提言
- c) 原子力安全委員会は最終処分に関する基本方針や最終処分計画等の策定・改定、候補地の選定等に際し、必要な関与を果たしていく

という内容の「特定放射性廃棄物処分に係る安全規制の許認可手続と原子力委員会等の関与のあり方について(中間報告)」をとりまとめ、原子力安全委員会でこれを了承した。

原子力安全委員会は特定放射性廃棄物安全調査会において、高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方についての見直し及び、精密調査地区選定段階に考慮すべき環境用件の策定に向けた調査・審議を検討する。

原子力安全委員会特定放射性廃棄物処分安全調査会では、引き続き、高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方についての見直し及び精密調査地区選定段階に考慮すべき環境用件の策定に向けた調査・審議を継続する。

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

地層処分を行う放射性廃棄物の処分に関する研究開発全体の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的に「地層処分基盤研究開発調整会議」を設置し、全体マップを作成し、計画書を策定した。

【経済産業省(原子力安全・保安院)】

原子炉等規制法を改正し、高レベル放射性廃棄物等の最終処分を「第一種廃棄物埋設」として、当該事業に係る安全規制を導入した。また同法施行令では、廃棄物埋設の事業区分に係る基準等について規定した。

第一種廃棄物埋設の事業に係る省令を定めるにあたりさらに検討が必要な技術的事項について検討を実施した。

地層処分の事業許可申請に対して、国が安全審査する際に必要な安全評価手法及びデータベースを整備するため、以下の安全研究所実施している。

- a)地下水による放射性廃棄物の移行を解析するための評価手法の開発及び実測データによる検証
- b)地質環境の長期的な変遷を評価する地質情報データの取得及び地質環境モデルの構築作業
- c)確率論に基づいた安全評価手法

【JAEA】

基盤研究開発の体制を強化するため、地層処分基盤研究開発調整会議に参加している。

成果の普及と国民の理解増進活動として、研究施設の公開、セミナー等の開催、ホームページでの研究成果の公表、研究開発に関する報告会、意見交換会等を実施している。

## 2.2 長半減期低熱発熱放射性廃棄物のうち地層処分を行う放射性廃棄物

### 2.2.1 長半減期低熱放射性廃棄物と高レベル放射性廃棄物の併置処分の検討

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

国は、事業者による地層処分が想定されるTRU廃棄物と高レベル放射性廃棄物を併置処分する場合の相互影響等の評価結果を踏まえ、その妥当性を検討し、その判断を踏まえて、実施主体のあり方や国の関与のあり方等も含めてその実施に必要な措置について検討を行うべきである。

#### (1-1) 原子力政策大綱を補足する原子力委員会決定及び見解

所管行政庁は、処分事業の実施主体のあり方及びそれに対する国の関与のあり方等の検討が進められるべきである。

原子力委員会及び原子力安全・保安院は、地層処分等に関する安全規制基準の策定が着実に進められることを期待する。

国及び事業者は、具体的な技術基盤整備に向けた技術開発及び技術的知見の蓄積を継続するべきである。

国及び事業者は、処分場の立地に向けて相互理解活動を継続的に行っていくことを期待する。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

原子力立国計画において、

- a)TRU 廃棄物の地層処分についても、高レベル放射性廃棄物の最終処分法と同様の制度が行われることが適切。

b)関係者の理解を前提に併置処分を視野に入れた施策を進めることが重要であるため、高レベル廃棄物の処分実施主体がTRU廃棄物の処分実施主体となりうる制度とすることが合理的。ただし、併置処分は処分実施主体が選択可能な事業オプションとして位置づけるべき。

とした。

放射性廃棄物小委員会での検討をふまえ、最終処分の対象にTRU廃棄物及び代替取得により返還される高レベル放射性廃棄物を追加、TRU廃棄物の処分費用に充てる拠出金の拠出義務を、新たに再処理施設等設置者に義務づけるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部改正を行った。改正最終処分法の施行に向けて、以下の取組を実施している。

- a) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」改正に伴う関係省令等の整備
- b) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」(TRU廃棄物に関する規定、国民全般への理解増進活動の内容、電源三法交付金に基づく地域支援措置等について明記)
- c) 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」(TRU廃棄物の発生量、最終処分のスケジュール等を改正)
- d) TRU廃棄物の最終処分費用、拠出金単価の算定

## 2.2.2 仏国提案の新固化方式による廃棄体及び英国提案の廃棄体の交換に関する検討

### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

国は、事業者の検討結果を受け、仏国提案の新固化方式による廃棄体の処理処分に関する技術的妥当性や、英国提案の廃棄体を交換する指標の妥当性等を評価し、これらの提案が受け入れられる場合には、そのための制度面の検討等を速やかに行うべきである。

### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【経済産業省(資源エネルギー庁)】

原子力立国計画において、英国提案により返還される高レベル放射性廃棄物や仏国から返還されるTRU廃棄物についても最終処分法の対象となるよう措置すべきとした。

放射性廃棄物小委員会での検討をふまえ、最終処分の対象にTRU廃棄物及び代替取得により返還される高レベル放射性廃棄物を追加、TRU廃棄物の処分費用に充てる拠出金の拠出義務を、新たに再処理施設等設置者に義務づけるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正した。

【経済産業省(原子力安全・保安院)】

返還低レベル廃棄物に係る技術ワーキングにおいて、海外再処理に伴う返還低レベル放射性廃棄物(CSD-C)の安全性について検討を行うとともに、必要な安全規制として「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則」の輸入廃棄物の基準の改正の要否及び廃棄物に係る電気事業者の品質保証について検討を行った。また、返還低レベル廃棄物に係る技術ワーキンググループにおいて作成している「返還低レベル放射性廃棄物(CSD-C)の安全性に係る検討報告書(案)」については、廃棄物安全小委員会で審議を行い了承された後に意見募集を実施した。

## 3 管理処分を行う放射性廃棄物

### 3.1 余裕深度処分事業に向けた制度整備の検討

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

余裕深度処分方式については事業者が調査・試験を実施しているため、その結果を踏まえて、事業の実施に向けて速やかに安全規制を含めた制度の整備を検討すべきである。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

原子力安全委員会放射性廃棄物・廃止措置専門部会は、原子炉施設以外の施設から発生する放射性廃棄物の処分や、余裕深度処分の安全審査を可能とするため、「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の

基本的考え方」に係る検討に着手。今後、検討すべき課題を抽出・整理した上で、改定する。

【経済産業省(原子力安全・保安院)】

原子力安全・保安院の総合エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会では、国際的な安全基準等との整合性や諸外国の安全規制も参考にし、かつ原子力安全委員会の検討同行等も踏まえ、余裕深度処分に係る安全規制制度を検討した。

原子力安全・保安院の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物小委員会は「低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制について(中間報告)」で、余裕深度処分の安全規制に係る検討結果を踏まえ、浅地中処分の安全規制への反映について必要な検討を進めることが重要とされ、浅地中処分に係る技術基準等の検討を開始した。

### 3.2 研究所等廃棄物、TRU廃棄物及びウラン廃棄物の処分の実施に向けた取組

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

研究所等廃棄物、TRU廃棄物及びウラン廃棄物については、順次、安全規制の考え方等の検討が行われているので、関係者は安全規制制度の準備状況を踏まえつつ、処分の実施に向けて取り組むべきである。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

原子力安全委員会放射性廃棄物・廃止措置専門部会は

a) 材料等の放射化に起因する核種及び使用済燃料、照射済燃料に起因する核種を含む放射性廃棄物のうち放射性濃度の低いものは浅地中処分の安全確保及び安全規制の基本的考え方ができる。

b) ウラン、プルトニウム等の核燃料物質を含む廃棄物についても、放射能濃度が低く、被ばく管理を必要としない線量以下であれば、浅地中処分を行うことができる。

という内容の「研究所から発生する放射性固体廃棄物の浅地中処分の安全規制に関する基本的考え方」についてとりまとめ、原子力安全委員会に報告し、原子力安全委員会はこれを了承した。

【文部科学省】

文部科学省 科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 原子力分野の研究開発に関する委員会では、「RI・研究所等の廃棄物(浅地中処分相当)処分の実現に向けた取組」についてとりまとめ、事業の実施体制、処分費用の確保方策、国民の理解促進及び立地地域との共生方策について検討している。

原子力機構を処分実施主体にするため原子力研究開発機構法の一部を改正する。

原子力機構の処分費用を確保するため積立金の制度を策定する。

### 3.3 放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分のためのさらなる対応策の検討

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

放射性廃棄物の処理・処分は、発生者や発生源によらず放射性廃棄物の性状に応じて一元的になされることが効率的かつ効果的である場合が少なくないことから、国はこれが可能となるように諸制度を運用すべきであり、必要に応じて、このためのさらなる対応策を検討すべきである。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【内閣府】

原子力安全委員会放射性廃棄物・廃止措置専門部会は、原子炉廃棄物及び核燃料サイクル施設から発生する放射性廃棄物を対象に、トレンチ処分、ピット処分及び余裕深度処分に係る放射能濃度上限値について取りまとめた「低レベル放射性固体廃棄物の埋設処分に係る放射能濃度上限値について」を原子力安全委員会に報告し、原子力安全委員会はこれを了承した。

原子力安全委員会放射性廃棄物・廃止措置専門部会は

a) 放射性廃棄物処分の安全評価において想定するシナリオを、基本シナリオ、変動シナリオ、人為・稀頻

度事象シナリオの3区分に分類し、それぞれの安全評価を行い、対応する区分の線量めやす値との比較を行うことが妥当と考えられる。

b) 判断に用いる線量めやす値は、区分ごとにICRPの勧告等を参考に設定することが適切である。線量の基準を規制の具体的ルールとして定めるに当たっては、新知見を考慮して行うことが適切である。という内容の「低レベル放射性廃棄物埋設に関する安全規制の基本的考え方(中間報告)」をとりまとめ、原子力安全委員会に報告し、原子力安全委員会はこれを了承した。

【関係者】

JAEAは、低レベル放射性廃棄物の処理・処分への取組として

- a) 低レベル放射性廃棄物のうち、研究用原子炉、核燃料使用施設、RI使用施設等の廃棄物を埋設処分する計画。処分方法はトレンチ処分、ピット処分(総費用は約2000億円)
- b) 処理等として、放射能測定評価技術、廃棄体化処理技術、除染技術、廃棄物管理技術等の技術開発を実施。
- c) 処分として、廃棄物の物理・化学的特性の評価、核種移行への影響因子等に関する研究開発を実施。

## 4 原子力施設の廃止措置等

### 4.1 地域社会の理解と協力を得た原子力施設の廃止措置の実施

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

原子力施設の廃止措置は、安全確保を大前提に、その設置者の責任において、改正された原子炉等規制法に基づいて、国の安全規制の下で、地域社会の理解と協力を得つつ進めることが重要である。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【事業者】

廃止措置に対する取組として、商業炉(原電・東海発電所)の廃止措置に着手し、廃止措置計画及び保安規定を申請し許可を取得。現在廃止措置工事は、安全着実に実施している。

【JAEA】

原子力施設廃止措置に対する取組として、東海研究開発センター、大洗、人形峠環境技術センター、ふげん発電所、むつ事業所などにおいて、廃止措置に関する取組を実施している。

### 4.2 クリアランスレベル以下の放射性廃棄物に対する適切な対応

#### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

国、事業者等は、放射能濃度がクリアランスレベル以下のもの(放射性物質として扱う必要のないもの)の処理・処分又は再利用に当たっては、改正された原子炉等規制法に基づいて、各々が適切に対応することが重要である。

#### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【経済産業省(原子力安全・保安院)】

原子力発電所等からの放射性廃棄物の処分について、放射能濃度が放射線障害防止上の措置を必要としないレベル以下であることを確認した以降は家訓江両物質によって汚染されたものとして取り扱わないとするクリアランス制度を導入するため、炉規法及び政省令を改正した。

廃棄物安全小委員会において、原子力施設の運転等に伴い発生する汚染のない廃棄物の取り扱いについて検討がなされ、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取り扱いに関する報告書」がとりまとめられ、原子力安全・保安院では運用に向けた作業を実施している。

【事業者】

クリアランスに対する取組として、原電・東海発電所廃止措置において適用。クリアランス金属を原料に用いた鋳造品(ベンチ、応接テーブル、ブロックなど)を製造。制度の社会への定着に向けた取組を実施し

ている。

#### 4.3 試験研究炉の使用済燃料の合理的な取扱いの検討

##### (1) 原子力政策大綱に示している取組の基本的考え方

試験研究炉の使用済燃料の取り扱いについては、個別の状況を踏まえつつ、その取り扱いを、合理性を考慮しつつ検討すべきである。
--

##### (2) 関係行政機関等の主な取組状況

【JAEA】

廃止措置技術の開発について、汎用技術として、クリアランスレベル検認評価システム、廃止措置エンジニアリングシステムの技術開発を実施し、個別技術として、原子炉解体技術(切断方法)、重水トリチウム除去技術、IF7による系統除染技術、希硫酸による解体後除染技術を開発している。